

JPRS 株式に関する対応方針について

2016 年 11 月 2 日開催の第 115 回理事会において、報告事項として「株式会社日本レジストリサービス(JPRS)の株式の異動について」の説明があった。その際に後藤理事長より、JPRS の株式の件は JPNIC にとって重要事項であり、理事長が引き取り検討を行って今後の対応方針についての方向性を理事会に諮るとの発言があり、理事会として賛同した。

理事会終了後まもなく、JPRS の株主である A 社より、JPNIC に JPRS 株式を譲渡したい旨の依頼があった。年内に譲渡したいという先方の希望もあり、依頼に対して何らかの対応をするために、急ぎ理事会において JPRS 株式に関する対応方針について審議いただくこととなった。

【背景】

JPRS の株式の異動についての報告にあるように、JPRS は個人株主の持ち株の一部を既存株主の 3 社に異動した。その報告を受けた既存株主の企業の中に、未公開株式である JPRS 株式を保有し続けるのが困難な企業の、株式を譲渡する動きが顕在化しており、今後更に株式の異動が起こりえる状況にある。

【過去の経緯】

- 2000 年 12 月 ガバナンスの観点より一定期間 2/3 程度の株式を JPNIC が保有すると総会で説明
- 2001 年 1 月 現物出資により 2/3 に当たる 2,400 株を JPNIC が引き受けた
- 2002 年 1 月 政府の指導監督基準によると、公益法人 JPNIC の株式保有に対する制限がある。これに対応するため JPNIC と JPRS との間で JP ドメイン名登録管理業務移管契約書を締結し、JPNIC が株式を売却しても公共性の担保などが可能な仕組みを構築した
- 2003 年 3 月 775 株を JPNIC が JPRS に売却 (2,400 株 - 775 株 = 1,625 株)
- 2004 年 3 月 360 株を JPNIC が正会員 4 社に売却 (1,625 株 - 360 株 = 1,265 株)
その後 1,265 株を保持し現在に至る
- 2013 年 4 月 一般社団法人 JPNIC に移行し、株式保有に対する制限が無くなった

【対応方針】

内外の環境を考慮した上で、適切と判断できる場合には、株式の保有割合を高める方向で対応していく。

但し、保有割合により株主の権利が変わる場合については、理事会に諮ることとする。

【対応方針の理由】

日本のインターネットの健全な発展にとって、JP ドメイン名の管理は IP アドレスの管理と共に不可欠な基盤であり、JPNIC はそれらの基盤の安定的な運営に責任を持つ立場である。

この観点から、JP ドメイン名の管理事業者である JPRS の経営と事業運営に関しては、JPNIC として主体的姿勢で臨み、《JP ドメイン名登録管理業務移管契約》により JP ドメイン名管理に関する JPRS の責任の履行について担保するとともに、株主としてのガバナンスを機能させてきた。

現状では、JPNIC が現物出資により株式会社の JPRS を設立した関係から、JPNIC は筆頭株主としての立場を維持しているが、JPRS の将来の経営と事業の安定性を考えるとき、その資本政策にも十分な注意を払う必要がある。

そうした株主構成の変動により、JPRS の経営が不安定化するリスクについては、JP ドメイン名管理の安定的運営に責任を持ち、かつ JPRS の筆頭株主である JPNIC が対処することが適切と考えられる。

従って今後の方向性として、JPNIC が JPRS 株式の保有割合を高めて経営に対する影響力を維持向上することが望ましいと考える。

【会員への説明】

3 月 17 日開催予定の総会において説明する。

【個別の対応】

案件の性格上、緊急度や秘匿性が高い場合が多いと考えられるため、今回の対応方針に沿った内容で、資金調達などで、理事会、総会の審議を必要としない場合は、個別の対応は理事長一任とし、事後速やかに理事会に報告することとする。

以上